

## 目次

2022年度高圧ガス容器全国一斉特別回収結果報告	1
中国地域本部 訓練への参加・参観報告	3
「高圧ガスハンドブック第4次改訂版」の販売を開始しました	8
2023年賀詞交歓会開催	10
インボイス制度について	10
ウェブサイト掲載お知らせ一覧 —2022年12月15日~2023年2月15日掲載—	17
気ままにコラム	19



## 2022年度高圧ガス容器全国一斉特別回収結果報告

2022年10月1日～10月31日に全溶連およびJIMGA会員企業の皆様にご協力いただき、長期停滞容器、放置容器、不明容器について 37,375か所を訪問し回収した結果を報告いたします。

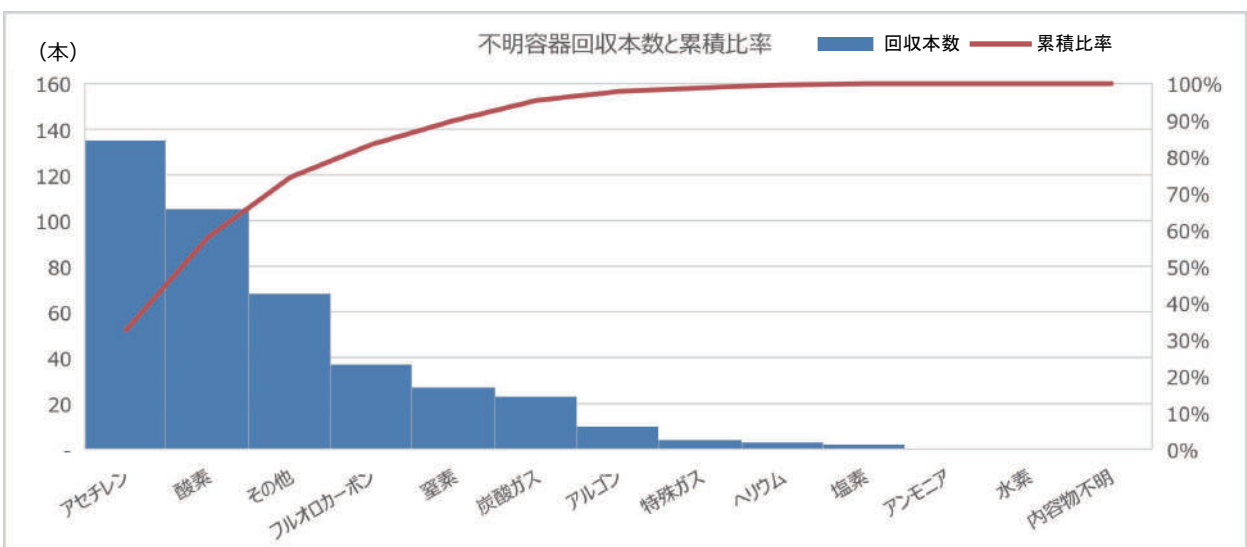
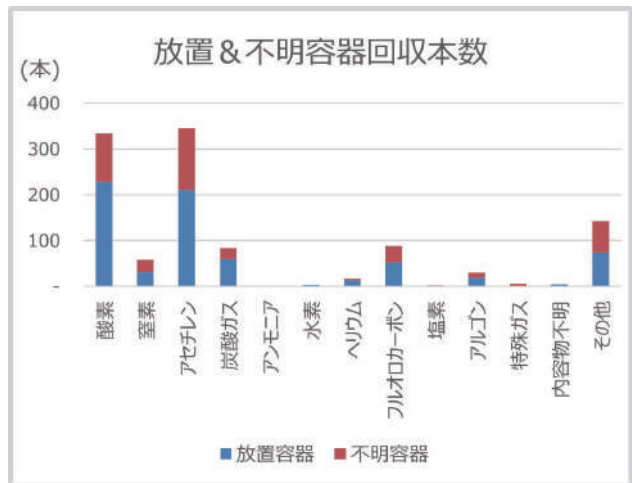
回収本数は、36,761本で、そのうち長期停滞容器が35,648本、放置容器が699本、不明容器が414本でした。

ガス種別の内訳、回収場所、エリア別回収本数および2010年度からの年度別回収本数を以下のとおりまとめました。

### 1. ガス別集計

(本)

	放置容器	不明容器	放置&不明
酸素	229	105	334
窒素	31	27	58
アセチレン	211	135	346
炭酸ガス	60	23	83
アンモニア	-	-	-
水素	3	-	3
ヘリウム	14	3	17
フルオロカーボン	52	37	89
塩素	-	2	2
アルゴン	20	10	30
特殊ガス	1	4	5
内容物不明	4	-	4
その他	74	68	142
計	699	414	1,113



## 2. 不明容器ガス種別回収場所

(本)

回収場所	解体・建設現場	河川・山林	公道・公園	湾岸・海岸	容器置場(消費者)	容器置場(ガス業者)	その他(駐車場他)	合計	10L以下容器							
酸素	32	-	-	-	71	1	1	105	42							
窒素	16	-	-	-	9	1	1	27	16							
アセチレン	41	1	-	3	78	4	8	135	35							
炭酸ガス	6	-	1	1	14	1	-	23	16							
アンモニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
水素	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
ヘリウム	-	-	-	-	3	-	-	3	-							
フルオロカーボン	14	-	-	7	11	1	4	37	14							
塩素	-	-	-	-	2	-	-	2	1							
アルゴン	2	-	-	-	6	2	-	10	5							
特殊ガス	4	-	-	-	-	-	-	4	4							
ガス名不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
その他	18	-	-	6	28	-	16	68	21							
<b>2022年度合計</b>	<b>133</b>	<b>32%</b>	<b>1</b>	<b>0%</b>	<b>1</b>	<b>0%</b>	<b>17</b>	<b>4%</b>	<b>222</b>	<b>54%</b>	<b>10</b>	<b>2%</b>	<b>30</b>	<b>7%</b>	<b>414</b>	<b>154</b>
2021年度合計	89	15%	22	4%	0	0%	28	5%	397	65%	40	7%	32	5%	608	172
2020年度合計	83	13%	15	2%	2	0%	3	0%	424	66%	50	8%	68	11%	645	202
2019年度合計	72	13%	15	3%	3	1%	17	3%	297	55%	72	13%	63	12%	539	136
2018年度合計	163	29%	26	5%	13	2%	22	4%	225	40%	87	15%	33	6%	569	125
2017年度合計	195	25%	36	5%	7	1%	26	3%	339	43%	89	11%	89	11%	781	193
2016年度合計	209	23%	49	5%	14	2%	18	2%	330	37%	205	23%	76	8%	901	188
2015年度合計	104	23%	11	2%	3	1%	22	5%	211	46%	45	10%	58	13%	454	106

## 3. エリア別回収本数

(本)

都道府県	放置+不明			長停容器			不明のみ		
	2022年度	2021年度	前年比	2022年度	2021年度	前年比	2022年度	2021年度	前年比
北海道	21	10	11	1,266	1,322	-56	0	10	-10
東北 計	4	43	-39	2,451	2,484	-33	0	30	-30
関東 計	105	348	-243	12,500	10,367	2,133	71	134	-63
北陸 計	18	22	-4	686	266	420	10	15	-5
東海 計	114	58	56	5,105	11,201	-6,096	37	105	-68
近畿 計	590	582	8	2,326	3,320	-994	135	198	-63
中国 計	99	118	-19	1,359	937	422	66	46	20
四国 計	105	43	62	1,292	1,054	238	50	23	27
九州 計	57	67	-10	8,663	14,318	-5,655	45	47	-2
合計	1,113	1,291	-178	35,648	45,269	-9,621	414	608	-194

## 4. 年度別放置及び不明容器回収本数

	放置及び不明	不明のみ	不明率
2010年度	1,806	513	28.4%
2011年度	1,634	525	32.1%
2012年度	1,778	522	29.4%
2013年度	1,592	403	25.3%
2014年度	1,394	387	27.8%
2015年度	1,528	454	29.7%
2016年度	2,878	901	31.3%
2017年度	1,410	781	55.4%
2018年度	2,297	569	24.8%
2019年度	1,736	539	31.0%
2020年度	1,870	645	34.5%
2021年度	1,291	608	47.1%
2022年度	1,113	414	37.2%
平均	1,717	559	32.5%

詳しくは下記もご覧ください。

▽ 放置容器を発見したときは

[https://www.jimga.or.jp/business/houchi\\_youki/](https://www.jimga.or.jp/business/houchi_youki/)



(企画・事業グループ事務局 山本 卓也)

## 中国地域本部 訓練への参加・参観報告

中国地域本部では、2022年11月～2023年1月にかけて3件の訓練への参加・参観を行いましたのでご報告します。

### 岡山県災害時医薬品等供給訓練

岡山県で初めての「災害時医薬品等供給訓練」が、医薬安全課と県下の保健所、災害時協定4団体（岡山県医薬品卸業協会、岡山県医療機器販売業協会、岡山県薬剤師会、JIMGA中国地域本部）で開催されました。

コロナ禍で各団体3名までに限定されたため、JIMGA中国地域本部から柏崎和亮 岡山支部長、平野佳宏 技術委員、事務局長の3名で参加しました。

#### ① 11月21日 要請訓練

想定：台風接近で岡山県南西部の高梁川水系が氾濫、総社市内に避難所が設けられた。

要請：避難所「中央公民館総社北分室」に「医療用酸素3.4ℓ」1本

訓練：岡山県からの供給要請、FAX応需可否回答の訓練。

（避難所→総社市危機管理室→備中地域災害保健医療調整本部→県災害保健医薬調整本部→JIMGA中国地域本部→対応会員→JIMGA中国地域本部→県災害保健医薬調整本部→備中地域災害保健医療調整本部→総社市危機管理室→避難所）

（次ページ添付の「発注書」参照）

#### ② 11月22日 供給訓練（納品先想定は上述総社市内の避難所／訓練納所は岡山県庁）

応需回答した「医療用酸素3.4ℓ」1本と容器直結型流量計付き調整器（JIMGA中国地域本部在庫）1台を持参、受け渡しの際、高圧ガス容器番号・添付文書など要点説明。

受け手側は、高圧ガス容器の安全保管について等を確認して受領。

（次ページ添付の「納入書」参照）

#### ③ 11月22日意見交換（供給訓練の後）

松本茂樹 医薬安全課長から挨拶の後、意見交換を行った。

岡山県医薬品卸業協会から、冷蔵保存が必要な医薬品もあるため、納品先の環境確認も必要との意見等々があった。

JIMGAからは、FAX送信時には架電で後追い確認も必要（JIMGAと対応会員は実施）、訓練は現実に即して避難所想定 of 建屋入口等での受け渡し訓練も必要、との意見を述べた。また、災害時には手書きとなり、記入欄が狭く供給依頼先までFAX5回を要するため、肝心の納入先等が見え難くなりそうな「発注書」様式の改善を要望した。



供給訓練（受け渡し確認）

2022 11/21 MON 14:57 FAX		001/001																																																								
2022 11/21 MON 14:54 FAX 042 241 4034 JIMGA中国地域本部		001/001																																																								
*****																																																										
別紙 3-1																																																										
訓練		医療品等からの訓練																																																								
医療品等納入書 (岡山県)																																																										
R4 年 11月 22日																																																										
(納入先)		(納入業者)																																																								
中央公民館 総社北分館		エアーエター-西日本(株)																																																								
TEL (086) 251-1633		TEL (086) 251-1633																																																								
<table border="1"> <tr> <td>納入先</td> <td>名称</td> <td>中央公民館総社北分館</td> <td>所在地</td> <td>総社市小寺1281-1</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>0866-93-11111</td> <td>担当者</td> <td>総社 太郎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代金請求区分</td> <td colspan="3">要請市町村 イ 納入先 フ その他 ( )</td> <td></td> </tr> </table>				納入先	名称	中央公民館総社北分館	所在地	総社市小寺1281-1	連絡先	0866-93-11111	担当者	総社 太郎		代金請求区分	要請市町村 イ 納入先 フ その他 ( )																																											
納入先	名称	中央公民館総社北分館	所在地	総社市小寺1281-1																																																						
連絡先	0866-93-11111	担当者	総社 太郎																																																							
代金請求区分	要請市町村 イ 納入先 フ その他 ( )																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>品目名</th> <th>規格/単位</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>医療用西薬</td> <td>3.4L</td> <td>1本</td> <td>RH-09130</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				番号	品目名	規格/単位	数量	備考	1	医療用西薬	3.4L	1本	RH-09130	2					3					4					5					6					7					8					9					10				
番号	品目名	規格/単位	数量	備考																																																						
1	医療用西薬	3.4L	1本	RH-09130																																																						
2																																																										
3																																																										
4																																																										
5																																																										
6																																																										
7																																																										
8																																																										
9																																																										
10																																																										
受領日		R4 年 11月 22日 14時 15分																																																								
受領場所		中央公民館 総社北分館	受領者署名																																																							
			平野 佳宏																																																							
以上の通り、医薬品等を納入しました。																																																										
		納入担当者																																																								
		平野 佳宏																																																								

訓練での「発注書」(左)と「納入書」



松本 医薬安全課長(右)と伊丹 総括副参事



意見交換の様様

## 山口県高圧ガス移動に係る防災訓練

山口県4 地区輪番の高圧ガス移動に係る防災訓練を参観しました。本訓練は、高圧ガスの運送途上における事故・災害を想定し、迅速かつ的確な措置を講じ得るよう実施訓練を行うと共に、事故・災害時の通報訓練、保護具等の適正使用、負傷者の救出活動を行うことにより、防災意識の高揚と救出技術の向上を図り、もって地域防災に資することを目的とするものです。

訓練日時：2022年11月28日(月) 13:30～15:40

訓練会場：ENEOS(株) 麻里布製油所 (山口県和木町)

主催：山口県高圧ガス保安協会 (YKHK)、岩国・大竹地区特別防災区域協議会、山口県

後援：山口労働局、高圧ガス保安協会中国支部

参加機関：岩国地区消防組合、岩国警察署、山口県岩国健康福祉センター、岩国・大竹地区特別防災区域協議会、山口県LPガス協会、山口県トラック協会、YKHK

参加者数：約200名

訓練内容：① 塩素ガス隊防災訓練

50kg入り塩素ガス容器の配送車が交通事故、その衝撃により容器が転落、上部バルブが破損し塩素ガス漏洩、付近の通行人が中毒症状を起こした想定。  
→通報・救助・除害・イエローカードを基に技術的助言・冷却放水・容器収納筒（デバルバー）格納・安全確認、等の訓練。

② LPガス隊防災訓練

50kg入りLPガス容器の配送車が交通事故、相手車両の運転手負傷、エンジン部分から火災発生、LPガス容器圧力が上昇し安全弁が開いて噴出したLPガスに引火した想定。  
→通報・救助・消火・イエローカード提示・冷却放水・安全確認、等の訓練。

③ アセチレンガス隊防災訓練

追突された配送車から溶解アセチレン容器が転倒して着火した想定。  
→通報・消火・イエローカード提示・冷却放水・漏洩防止措置・安全確認、等の訓練。



開会式の模様



塩素ガス訓練（デバルバー格納）



LPガス訓練



アセチレンガス訓練

## 鳥取県災害時応援要請訓練

1月17日(火)に鳥取県の災害時応援要請訓練に参加しました。「阪神・淡路大震災」が発生した1月17日に毎年、鳥取県が災害時応援協定を締結している180の団体・事業者との間で連携を確認する訓練です。具体的には、鳥取県から応援可否をFAX、団体・事業者から回答FAXする通信訓練です。JIMGA中国地域本部では、平成24年(2012年)8月7日に鳥取県と締結した『災害時における医療ガス等の確保・供給等に関する協定書』に基づいて毎年参加しています。

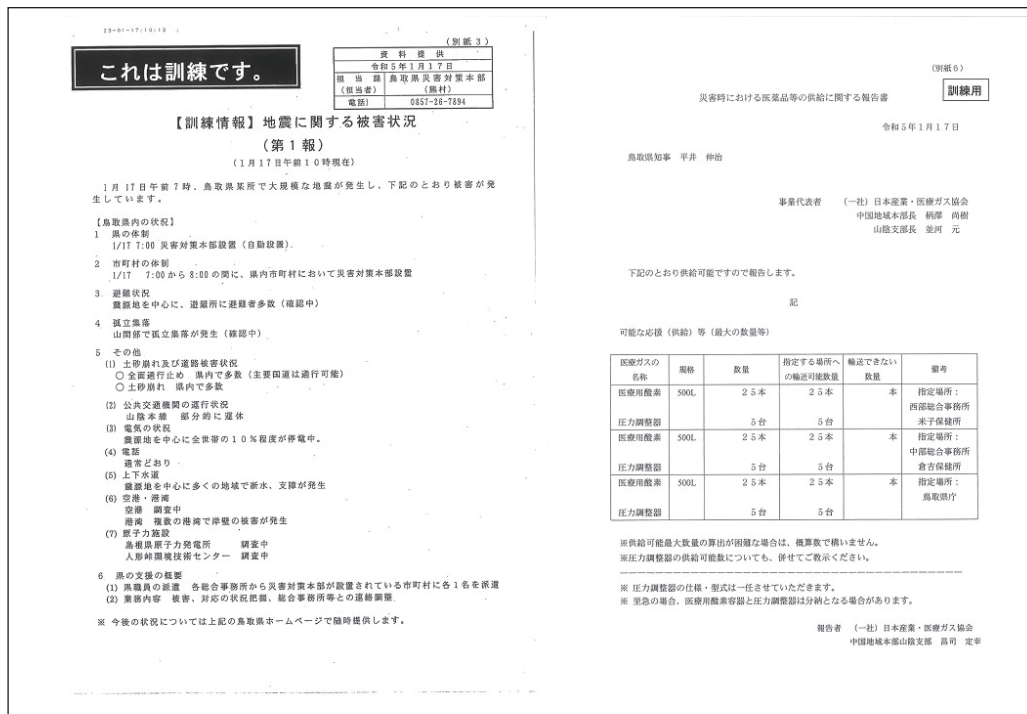
想定：鳥取県某所で大規模な地震が発生、避難所に避難者多数。  
 全面通行止め道路多数（主要道路は通行可）、県内で土砂崩れ多数。  
 ただし、鳥取県庁や協定締結事業者等には被害が発生していない。  
 また、電話・FAX等の通信インフラは使用可能。

### 訓練内容：①鳥取県から応援要請FAX

医療用酸素（500L容器）を県内3か所（西部の米子保健所、中部の倉吉保健所、東部の鳥取県庁）へ供給要請。

### ②山陰支部から回答FAX

指定3か所それぞれに、医療用酸素（500L）25本とJIMGA中国地域本部在庫から容器直結型ダイヤル式流量計付き圧力調整器5台を輸送可能な回答。

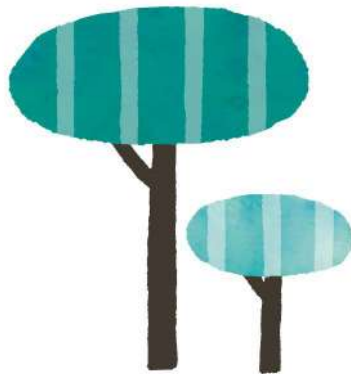


### 往還FAX：鳥取県災害時応援要請訓練

なお、JIMGA中国地域本部では地域内5か所それぞれに、容器直結型ダイヤル式流量計付き圧力調整器25台（毎年度定数更新）とカニューラ20本（全数定期更新）を配備して、災害に備えています。



大地震のみならず、昨今の局所的豪雨においても大きく被災する場合があります。  
災害時には、会員各位・従業員ならびにご家族の安全確保が最優先です。  
皆様の安全が確保された暁に医療ガス供給が可能となります。  
災害時医療ガス供給は、会員相互支援で成り立ちますのでご協力の程よろしくお願いたします。  
(中国地域本部 事務局 高橋 良知)



## 「高圧ガスハンドブック第4次改訂版」の販売を開始しました

JIMGAnews第73号でお知らせしましたとおり、2月1日より「高圧ガスハンドブック第4次改訂版」(JIMGA-T-S/27/22)の販売を開始しました。

本改訂では2022年8月1日までの関係法令および基本通達等の一部改正、特に特にコールド・エバポレータ(CE)の定義見直しに係る、高圧ガス保安法関係法令の改正を反映しています。

### 高圧ガスハンドブック 第4次改訂版

基準番号：JIMGA-T-S/27/22  
 会員価格：5,500円  
 一般価格：8,250円



ご購入の際は、会員ログイン\*のうえ出版物の販売ページよりお願いいたします。

◎ 出版物の販売ページ↓

<https://www.jimga.or.jp/publication/books/index.php?c=002001&department=&format=>

※産業ガス部門のID・パスワードにてログインの場合は、会員価格が適用されます。

なお、出版物・物品のご購入・お支払いに関してよくあるご質問を下記に掲載していますので、ご参照ください。

### 出版物・物品のご購入・お支払いに関してよくある質問

2022年6月よりJIMGAウェブサイトでは販売する出版物・商品のお支払いにクレジットカード決済・ペイジー決済(銀行ATM払い)を導入しております。ご購入・お支払い方法について、お問合せの多いものをQ&Aにまとめました。

Q ペイジーとはなんですか。

A ペイジー対応の金融機関ATMまたは、パソコンやスマートフォンのインターネットバンキングから支払いができる決済サービスです。  
 詳しくはペイジー公式サイト(<https://www.pay-easy.jp/>)をご覧ください。

Q ペイジーで振込手数料はかかりますか。

A かかりません。(※ペイジーとは関係なく、通常のATM操作で手数料がかかる場合があります。詳しくは各金融機関にお問合せください。)

Q ネットバンキングを使用しているので、ペイジーは契約していません。

A PCやスマホでネットバンキングをすでにご利用であれば、ペイジーの別途契約は必要ありません。詳しくはペイジー公式サイト(<https://www.pay-easy.jp/>)をご覧ください。

Q コンビニATMでもペイジー払いができますか。

A コンビニに設置されている共用のATMではご利用できません。コンビニに設置されている金融機関ATM（ファミリーマートのゆうちょ銀行等）はペイジー払いが可能です。

Q ペイジーの支払い期限が過ぎてしまいました。

A 自動キャンセルとなります。お手数ですが、再度ご注文ください。

Q ペイジー払いについてもっと詳しく教えて欲しい。

A ペイジー取扱い金融機関一覧はこちら↓

([https://www.veritrans.co.jp/user\\_support/bank\\_list.html](https://www.veritrans.co.jp/user_support/bank_list.html))

ATM・銀行ATMのペイジーでの振込方法ははこちら↓

([https://www.veritrans.co.jp/user\\_support/bank\\_atm.html](https://www.veritrans.co.jp/user_support/bank_atm.html))

ゆうちょ銀行ATMのペイジーでの振り込み方法ははこちら↓

([https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/payeasy/kj\\_sk\\_pe\\_howto.html](https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/payeasy/kj_sk_pe_howto.html))

ネットバンキング(PC画面)の振込方法ははこちら↓

([https://www.veritrans.co.jp/user\\_support/netbank.html](https://www.veritrans.co.jp/user_support/netbank.html))

Q 会員なのにカートに入れた商品が一般価格のままです。

A 会員ログインページ (<https://www.jimga.or.jp/login/?r=1>) よりログイン後に、カートに入れてください。(所属と異なる部門の商品は会員価格とならない場合があります)

Q 請求書を受け取ってから振り込みしたいのですが。

A クレジットまたはペイジーによる前払いでのご購入をお願いしております。原則として請求書払い(後払い)は対応しておりません。(添付文書を除く)

Q 自分で支払った後に社内精算したい。領収書は発行できますか。

A 領収書は発行していませんが、お支払い方法等についてはご注文時のメールに記載しています。商品発送時には納品書をメールにてお送りします。

※掲載内容は2023年2月1日現在の情報をもとに作成しております。

その他のご質問については、JIMGA本部 (03-5425-2255) までお問合せください。

(企画・事業グループ 事務局)

## 2023年賀詞交歓会開催

1月13日、経団連会館にて2023年賀詞交歓会を開催しました。2021年、2022年は新型コロナウイルス感染拡大に鑑み、遺憾ながら中止としたため3年ぶりの開催となりました。ご参会いただける人数も一定の制限はありましたが、200名ほどのご出席をいただきました。また、来賓として経済産業省、厚生労働省、特別民間法人高圧ガス保安協会など関連団体の皆様にご出席いただき、盛況のうちに閉会しました。ご出席いただきました皆様には心より御礼申し上げます。



会場の様子

会長、副会長および来賓のご挨拶についてはJIMGAウェブサイトに掲載しています。

◎ 賀詞交歓会挨拶はこちら↓

[https://www.jimga.or.jp/files/news/jimga/230123-1\\_gashikoukankai.pdf](https://www.jimga.or.jp/files/news/jimga/230123-1_gashikoukankai.pdf)

(運営グループ事務局)

## インボイス制度について

2023年(令和5年)10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

国税庁より、インボイス制度開始について会員各社への周知依頼がありましたので、次ページ以降にご案内を掲載します。

なお、インボイス制度について、詳しくは以下のリンク先をご覧ください。

インボイス制度の概要(国税庁ホームページ)

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice\\_about.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm)

## 令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が開始されます

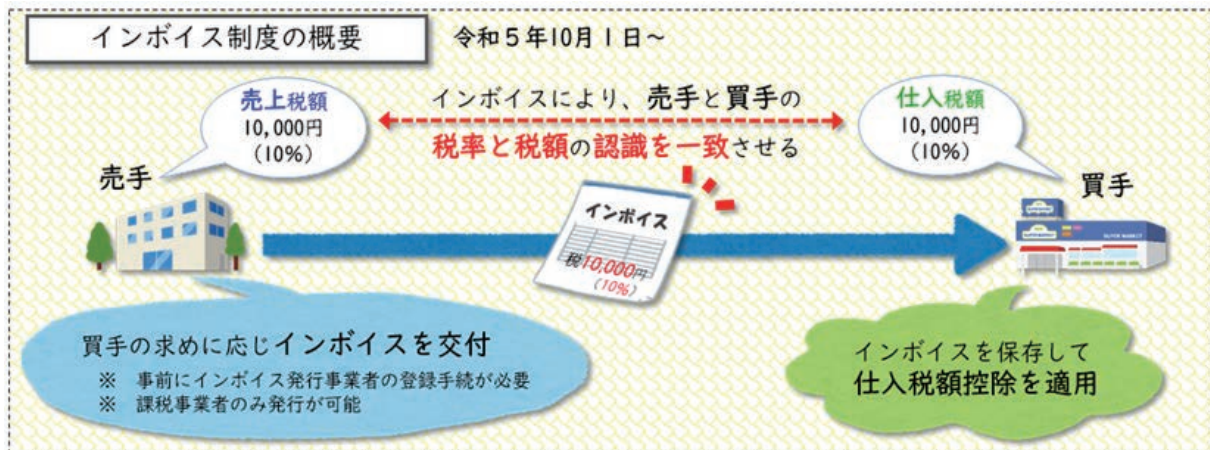
### 1 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の概要等

#### (1) インボイス制度とは

インボイス制度は、複数税率に対応した仕入税額控除の方式であり、インボイス制度の下では、仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか売手から交付を受けた「インボイス」等の保存が必要となります。

インボイスとは、「売手が買手のために正確な適用税率や消費税額等を伝える手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものを行います(図1)。

(図1) インボイス制度の概要



#### (2) 消費税の仕組み

消費税は消費者が負担することを予定する税ですが、その消費税について納税をするのは、各取引段階において、物の販売やサービスの提供を行った事業者となります。

納税する消費税額は、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除することにより算出します。この仕入れに係る消費税額を控除することを「仕入税額控除」といいますが、この「仕入税額控除」を受けるためには、現行制度では、「帳簿」と「区分記載請求書」の保存が必要とされています。

#### 計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額※ (売上税額)} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額※ (仕入税額)}$$

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

仕入税額控除

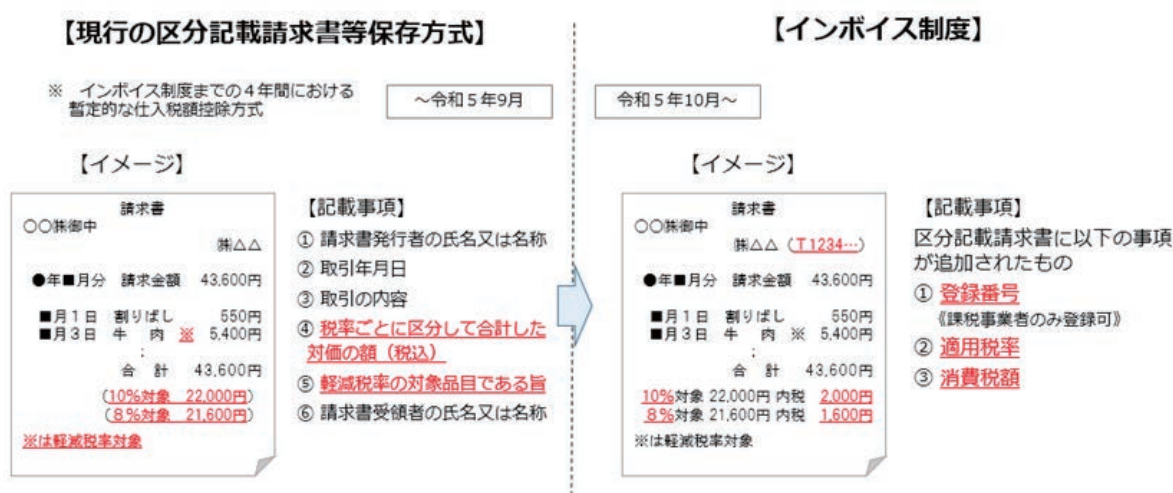
### (3) 現行の仕組みからの変更点

インボイス制度では、これまでの請求書等に記載事項を追加していただく必要があります。具体的には、現行の「区分記載請求書」の記載事項に加えて、「登録番号」、「適用税率」、「税率ごとに区分した消費税額」を追加することとなりますが（図2）、必ずしも新しくインボイスという書類を一から作成しなければならないわけではありません。

現行の区分記載請求書では、消費税の申告義務が免除されている事業者（免税事業者）でも発行可能となっていますが、「登録番号」は、税務署長の登録を受けた課税事業者（インボイス発行事業者）に通知されるものであるため、インボイス制度開始後は、免税事業者の方はインボイスを発行することができないこととなります。

ただし、免税事業者の方でも課税事業者になることを選択することで、インボイス発行事業者としての登録を受けることができます。

（図2）区分記載請求書とインボイスの記載事項



## 2 インボイス制度に対応するための検討事項・事前準備等

### (1) インボイス発行事業者となるかどうかの判断

インボイス発行事業者となるかは事業者の任意であるため、以下の点から登録を受けるか検討することとなります。

#### ① 売上先がインボイスを必要とするか

課税事業者は仕入税額控除のためにインボイスを必要としますが、例えば、消費者、免税事業者や課税事業者であっても簡易課税制度（※）を選択している事業者は、仕入税額控除のためにインボイスを必要としません。

（※）簡易課税制度とは、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した課税事業者が、その基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、課税仕入れに係る消費税額を、実額ではなく、課税標準額に対する消費税額に事業区分に応じたみなし仕入率を乗じて算出した金額とする制度をいいます。

## ② 申告に係る事務負担の検討

インボイス発行事業者となると、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となっても、免税事業者とはならず、課税事業者として申告が必要となります。

なお、簡易課税制度を選択することにより、申告に係る事務負担を軽減することが可能です。

## (2) 登録申請手続

インボイス発行事業者の登録を受けようとする事業者（登録を受けることができるのは、課税事業者に限ります。）は、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。登録申請書は、e-Tax又は郵送により提出することができます。

なお、郵送により登録申請書を提出する場合の送付先は、各国税局のインボイス登録センターとなります。各国税局のインボイス登録センターの所在地は、インボイス制度特設サイトからご確認ください。

登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件に該当しない場合には、登録簿に法定事項を登載して登録を行い、登録を受けた事業者に対して、その旨を通知します。

制度開始（令和5年10月1日）からインボイス発行事業者となるための申請手続については、インボイス制度特設サイトの「申請手続」をご確認ください。

インボイス制度特設サイト  
「申請手続」



## (3) 各種補助金

インボイス制度への対応を見据えたデジタル化や販路開拓等の取組において、以下の補助金が活用できます。

### ① 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者となる場合、補助額が上乘せされる「インボイス枠」が設けられています（詳しくはリーフレット及び事務局ホームページを参照ください。）。

小規模事業者  
持続化補助金  
リーフレット



(商工会地区)  
小規模事業者持続化  
補助金事務局  
ホームページ



(商工会議所地区)  
小規模事業者持続化  
補助金事務局  
ホームページ



### ② IT導入補助金

インボイス制度への対応も見据えて、中小・小規模事業者向けにIT導入補助金が設けられています（詳しくはリーフレット及びIT導入補助金事務局ホームページを参照ください。）。

IT導入補助金  
リーフレット



IT導入補助金  
事務局ホームページ



### 3 売手の留意点

#### (1) インボイス発行事業者の義務

インボイス発行事業者には以下の義務が課されます。

##### ① インボイスの交付

取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて、インボイスを交付（データでの提供が可能です。）。

##### ② 写しの保存

交付したインボイスの写し（※）を保存。

（※）交付したインボイスの写しとは、交付した書類そのものを複製したものに限らず、そのインボイスの記載事項が確認できる程度の記載がされているものもこれに含まれるので、例えば、請求書を作成した際のデータや簡易インボイス（適格簡易請求書）に係るレジのジャーナル、明細表などの保存があれば足够了。

#### (2) 留意点

インボイス発行事業者となった場合に準備や検討が必要になると考えられる事項は主に以下のとおりです。

##### ① 何をインボイスとするか

取引ごとにどのような書類を交付しているか確認し、どのように見直せばインボイスの記載要件を満たせるか。システム改修等も含めて検討。

##### ② 取引先との認識共有

必要に応じ、取引先への登録番号の通知や、インボイスとした書類、交付方法等の認識共有。

##### ③ 取引価格の見直し

免税事業者の方がインボイス発行事業者となった場合、消費税を加味した価格の設定、取引金額の見直し。

（※）インボイス制度を契機とした取引条件の見直しについて、独占禁止法などで問題となる行為などの考え方について、「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」で紹介しています（詳しくは公正取引委員会ホームページを参照ください。）。

公正取引委員会  
ホームページ



### 4 買手の留意点

継続的な取引については、仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるか事前に確認し、何をインボイスとするかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが考えられます。

また、免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができず（制度開始後6年間の経過措置があります。「5 免税事業者との取引」参照。）、仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の事項が記載された帳簿とインボイスの保存が必要となります。

なお、簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除の適用を受けるためにインボイスの保存は不要です。

(図3) 仕入税額控除の要件

仕入税額控除の要件

- > 一定の事項を記載した帳簿及びインボイスなどの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。
  - > 免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- 課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する必要があります。
  - ただし、一定の期間は、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定割合を、仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【インボイス制度】
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	<b>インボイス等</b> の保存

ここが  
変わります

Point 簡易課税制度を選択している場合

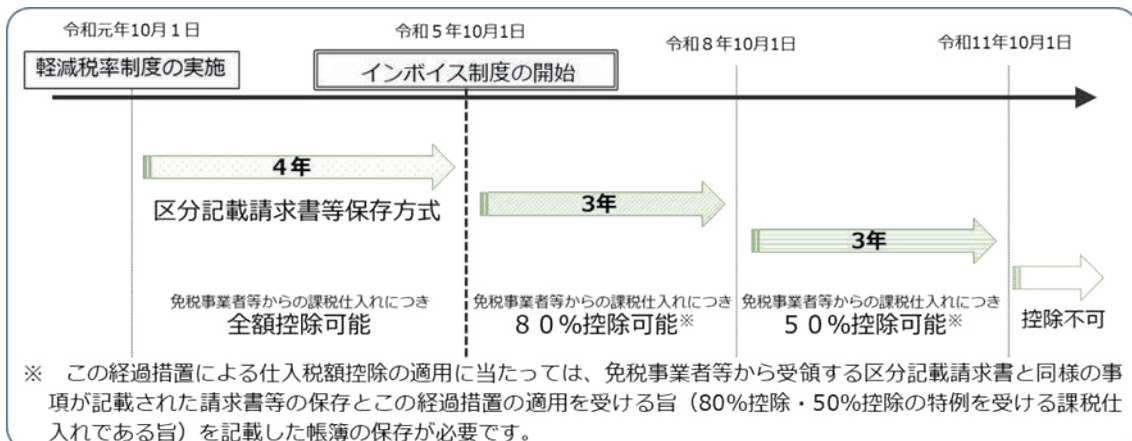
- 簡易課税制度を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、インボイスなどの請求書等の保存は、仕入税額控除の要件ではありません。

## 5 免税事業者との取引

インボイス制度の下では、消費者や免税事業者又は登録を受けていない課税事業者といったインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、原則、仕入税額控除を行うことができません。

ただし、インボイス制度開始から一定期間は、インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています(図4)。

(図4) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置



## 6 令和5年度税制改正(案)について

令和5年度税制改正の大綱が令和4年12月23日に閣議決定されました。当該大綱において、インボイス制度に係る改正(案)も掲げられています。

詳しくは、財務省ホームページの特設サイトをご覧ください。

財務省



【参考】国税庁ではインボイス制度に関する特設サイトを設け、各種資料を掲載していますのでご活用ください。

国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトでは、

① インボイスコールセンター

(インボイス制度に関する一般的(※)なご質問やご相談)

0120-205-553 (9:00~17:00 土日祝除く)

※ 個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談)を希望される方は所轄の税務署への電話(音声ガイダンス「2」を選択)により、面接日時等をご予約ください。

② インボイス制度に関する税務相談チャットボット

③ 説明会の開催案内

④ インボイス制度について解説した動画(国税庁動画チャンネル)

⑤ インボイス制度に関する取扱通達やQ&A

などを掲載しています。

インボイス制度  
特設サイト



※ 本文は令和5年1月時点の法令等に基づき記載しています。

(資料：国税庁)



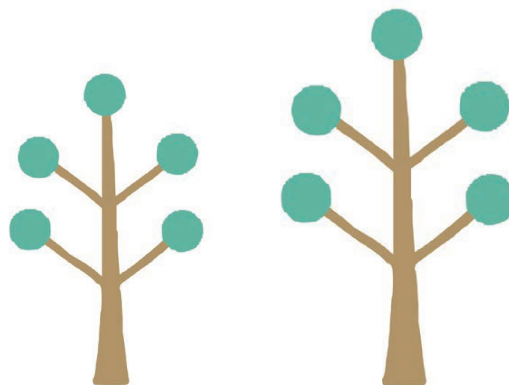
## ウェブサイト掲載お知らせ一覧 —2022年12月15日~2023年2月15日掲載—

JIMGAウェブサイトでは、会員の皆様に向けた最新の情報をお知らせページにて掲載しています。2022年12月15日~2023年2月15日までに掲載したお知らせをまとめましたので、URLよりご覧ください。最新のお知らせはこちら→<https://www.jimga.or.jp/news/>



- 2023.02.08 【周知】 価格交渉促進月間のフォローアップ調査の公表について  
<https://www.jimga.or.jp/news/detail.php?id=1301>
- 2023.01.31 「セレン化水素の安全な取扱指針」(改訂1版)発行のご案内  
<https://www.jimga.or.jp/news/detail.php?id=1300>
- 2023.01.31 「高圧ガスハンドブック 第4次改訂版」発行のご案内  
<https://www.jimga.or.jp/news/detail.php?id=1299>
- 2023.01.24 災害時緊急掲示板「大雪による被害情報」を開設しました→1/30閉鎖  
<https://www.jimga.or.jp/news/detail.php?id=1298>
- 2023.01.24 【気象庁連絡事項】1月24日からの強い冬型の気圧配置について(第3報)(大雪、ふぶきや吹きだまりによる交通障害、強風、高波に十分注意し…  
<https://www.jimga.or.jp/news/detail.php?id=1297>
- 2023.01.23 2023年 賀詞交歓会の様子  
<https://www.jimga.or.jp/news/detail.php?id=1296>
- 2023.01.23 【気象庁連絡事項】1月24日からの強い冬型の気圧配置について(第2報)(大雪、ふぶきや吹きだまりによる交通障害、強風、高波に十分注意し…  
<https://www.jimga.or.jp/news/detail.php?id=1295>
- 2023.01.20 【気象庁連絡事項】1月24日頃からの強い冬型の気圧配置について(第1報)(大雪、ふぶきや吹きだまりによる交通障害、強風、高波に十分注意…  
<https://www.jimga.or.jp/news/detail.php?id=1294>
- 2023.01.12 高圧ガスを含めた化学物質を製造又は取扱う事業所等の方々へのセミナー動画に関する情報共有の件  
<https://www.jimga.or.jp/news/detail.php?id=1293>
- 2023.01.06 医療ガス及び医療ガス設備に関する周知文書改訂のご案内  
<https://www.jimga.or.jp/news/detail.php?id=1292>
- 2023.01.05 2023年 年頭のご挨拶  
<https://www.jimga.or.jp/news/detail.php?id=1291>
- 2022.12.29 年末年始の強い冬型の気圧配置に対する警戒と安全確認の対応について  
<https://www.jimga.or.jp/news/detail.php?id=1290>

- 2022.12.23 「往復動酸素圧縮機安全指針」(改訂1版)発行のご案内  
<https://www.jimga.or.jp/news/detail.php?id=1287>
- 2022.12.22 (東京都) 令和4年度危険物移動車両指導取締(路上点検)結果について(通知)  
<https://www.jimga.or.jp/news/detail.php?id=1288>
- 2022.12.22 JIMGAnews 第73号発行のご案内  
<https://www.jimga.or.jp/news/detail.php?id=1285>
- 2022.12.21 令和4年12月22日からの強い冬型の気圧配置に対する警戒と安全確認の対応について(依頼)  
<https://www.jimga.or.jp/news/detail.php?id=1286>
- 2022.12.20 販売品の年内発送について  
<https://www.jimga.or.jp/news/detail.php?id=1284>
- 2022.12.16 【周知依頼】年末年始の感染対策についての考え方のポイントについて  
<https://www.jimga.or.jp/news/detail.php?id=1283>



## 気ままに コラム

まだまだ寒い日が続きますが、皆さんいかがお過ごしですか。休日に東京ランを楽しんでいますが、日差しはすっかり春の気配です。思わず「もうすぐ春ですねえ〜♪」と口ずさんでしまいます。北品川にある荇原神社の寒緋桜も見ごろとなり、多くの方が春の訪れを写真に収めていました。



桜と言えばソメイヨシノですよね。街中がピンク色に染まり、心もウキウキ。桜をもとめてついつい走る距離も延びてしまいます。私もJIMGAに来て、これまで4回桜のシーズンを経験しました。ということで、私のこれまでに訪れた花見スポットを紹介します。

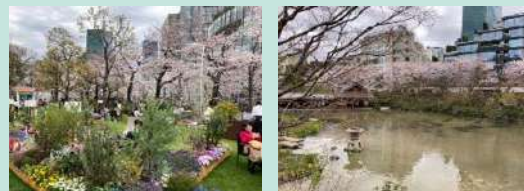
### <芝公園付近>

まずは、JIMGAのお膝元である芝公園です。芝公園には、公園だけでなく、増上寺や芝東照宮などの桜の見どころがあり、昼休みについつい花見に行ってしまう。東京タワーをバックに愛でる桜もグッドです。皆さんも桜のシーズンにJIMGAに来られた際は、是非お立ち寄りください。



### <東京ミッドタウン>

次に、東京ミッドタウンです。複合商業施設内に公園や緑地があり、隣接する檜町公園もあることから、桜のシーズンになると多くの人が花見に来られます。芝生広場もあり、歩いてながら桜の花を楽しむ人もいれば、レジャーシートを敷いてお花見という人もいて、多くの人で賑わってます。檜町公園は日本庭園となっており、心が癒されます。



### <皇居周辺>

皇居には、千鳥ヶ淵公園や皇居東外苑、北の丸公園、靖国神社など多くの花見スポットがあり、皆さんも行かれていると思います。皇居は言わずと知れたランニングスポットで、1周5キロのコースを多くのランナーが走っていますが、この時期は多くの方がお花見を楽しんでいるため、ランナーもスローダウン。少し足を止め、ランナーもお花見を楽しんでいます。



### <目黒川沿い>

最後に目黒川沿いです。言わずと知れた東京の桜の名所。北品川から池尻大橋まで間、7~8キロにわたり桜並木が続きます。川の兩岸にある桜は、ビル陰によって左右咲く時期が異なり、左側が先に咲いているような気がします。また、ソメイヨシノが終われば、八重桜が咲くため長い期間桜の花を楽しむことができます。ソメイヨシノの花が散った後は、目黒川の川面にサクラの花びらが絨毯を敷き詰めたようになり、これもまたグッドです。夜桜も楽しめ、ナイトランも最高です。一般的に、目黒川のお花見は屋台が出店される中目黒駅から池尻大橋方面にかけて多くの人でごった返しますが、私は人の少ない北品川から五反田の間の方が好きです。



その他にも、飛鳥山公園や石神井公園、上野恩賜公園、井の頭恩賜公園、隅田川公園に、隅田公園、世田谷公園、洗足池、多摩川台公園、神田川沿いや石神井川沿い等々多くの桜を楽しみました。今年は、どこに行こうか今から楽しみです。

### <番外編>

写真はありますが、墓地の桜ってすごくきれいに見えるのは私だけでしょうか。インターネットで調べますと、墓地と桜の関係について書かれているものもありますが、それはさておき、青山霊園の桜もすごくきれいです。東京ミッドタウンから少し足を延ばせば行けますので、ご興味のある方は是非行ってみてください。

(技術・保安グループ 城久尚)